

関係者各位

財団法人鳥取県建設技術センター理事長
(公印省略)

建設発生土の受入について(通知)

平素、当センターの事業運営につきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、各事業所への建設発生土の搬入については、受入条件に合った発生土のみとしているところですが、天候等により受入条件に合わない発生土が増えています。

つきましては、下記の受入条件を再度確認していただきますようお願いいたします。

記

- 1 受入れできない建設発生土
 - ・軟弱土(コーン指数300kN/m²未満)
- 2 受入れ条件に反する場合
建設発生土搬入者の費用で持ち帰ってもらいます。
- 3 その他の受入れ条件
 - ・産業廃棄物混入土砂
泥土(建設汚泥)を含む、アスファルト/コンクリート破片、木くず、金属、プラスチック、紙くず等、建設工事に伴い副次的に発生する土砂以外で、産業廃棄物が混入する場合は当事業所を利用することはできません。
 - ・過去の土地利用形態及び造成経緯等により、土壌成分等に疑問がある場合は、建設技術センターに事前協議をお願いします。

【問い合わせ先】
財団法人鳥取県建設技術センター
建設支援課
担当：山内・大西
TEL:0858-26-6089 FAX:0858-26-6004